

令和 3 年度決算

○ 村の財政状況は健全です（財政健全化比率の報告）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、令和 3 年度決算における十島村の健全化判断比率は、4 指標とも適正基準の範囲内となっています。

判断比率が基準を超えた場合は、それぞれの基準に応じ計画を策定し、財政の健全化または財政再建に取り組まなければならないこととなっています。財政再建団体になると税や住民サービスの見直しが必要となるほか、村の借金が制限されます。

令和 3 年決算に おける村の各比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	—	—	6. 5	—
早期健全化基準	1 5. 0 0	2 0. 0 0	2 5. 0	3 5 0. 0
財政再生基準	2 0. 0 0	3 0. 0 0	3 5. 0	—

各指標の説明

- ・ 実質赤字比率
一般会計の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを示します。令和 3 年度の十島村における一般会計は黒字のため、算出されません。
- ・ 連結実質赤字比率
特別会計や企業会計など全ての会計を合算して、村全体の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。令和 3 年度の十島村では黒字のため、算出されません。
- ・ 実質公債費比率
借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示します。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。令和 3 年度の十島村については、昨年度比で 3.6 ポイント減少しています。令和 2 年度に繰上償還を実施したことが影響しておりますが、今後、プロトバント整備や防災行政無線デジタル化などの大規模事業に地方債を活用しており、公債費負担が大きくなる見込みです。実質公債費率の推移については注意深くみていく必要があります、地方債の借入れについては慎重に進めていく必要があります。
- ・ 将来負担比率
借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点での残高を示します。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。令和 3 年度の十島村では算出されません。

○ 公営企業の経営状況は健全です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、令和 3 年度決算における十島村の公営企業会計の資金不足比率は、経営健全化基準の範囲内となっています。

資金不足比率が基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組まなければならないこととなっています。経営健全化団体になると料金やサービスの見直しが必要となります。

令和 3 年決算における 公営企業の資金不足比率	船舶交通特別会計	—
	簡易水道特別会計	—
経営健全化基準		2 0. 0

資金不足比率の説明

公営企業の料金等の収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表します。

令和 3 年度の十島村における公営企業は、船舶交通特別会計、及び簡易水道特別会計ともに経営健全化基準の範囲内となっています。